

(表面)

盛土規制法 許可不要チェックシート【農地転用申請添付用】

松本農業農村支援センター所長 様

記入年月日： 年 月 日

1. 申請行為の概要

申請者	住 所	
	氏 名	
申請地 地名地番		長野県
用途		
該当する規制区域		☐ 宅地造成等工事規制区域 ☐ 特定盛土等規制区域

2. 上記の申請行為に伴う造成工事の規模(該当する☐にチェック)

宅地造成等工事規制区域			特定盛土等規制区域		
許可対象となる造成工事 (詳細は裏面参照)	チェック欄(☑)		許可対象となる造成工事 (詳細は裏面参照)	チェック欄(☑)	
盛土で高さが1mを超える 崖を生ずるもの	☐ あり	☐ なし	盛土で高さが2mを超える 崖を生ずるもの	☐ あり	☐ なし
切土で高さが2mを超える 崖を生ずるもの	☐ あり	☐ なし	切土で高さが5mを超える 崖を生ずるもの	☐ あり	☐ なし
盛土と切土を同時に行い、 高さが2mを超える崖を生 ずるもの【、を除く】	☐ あり	☐ なし	盛土と切土を同時に行い、 高さが5mを超える崖を生 ずるもの【、を除く】	☐ あり	☐ なし
盛土で高さが2mを超える もの【、を除く】	☐ あり	☐ なし	盛土で高さが5mを超える もの【、を除く】	☐ あり	☐ なし
盛土又は切土をする土地 の面積が500m ² を超える もの【～を除く】 (盛土又は切土をする厚さが 30cm以下のものは除く)	☐ あり	☐ なし	盛土又は切土をする土地 の面積が3,000m ² を超える もの【～を除く】 (盛土又は切土をする厚さが 30cm以下のものは除く)	☐ あり	☐ なし

「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のもの(擁壁を含む)

3. 盛土規制法の許可要否(該当する☐にチェック)

- ☐ 全 て 「 な し 」 宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項又は第30条第1項の許可対象となる土地の形質の変更はありません。【許可不要】
このチェックシートに記載の事項は、事実と相違ありません。

申請者 氏名

- ☐ 一つでも「あり」 盛土規制法の許可が必要となる可能性があります。申請地を管轄する松本建設事務所維持管理課又は安曇野建設事務所維持管理課又は松本市の担当課にお問合せください。

・(松本市) 松本市建設部建築指導課 Tel : 0263-34-3285

<https://www.city.matsumoto.nagano.jp/soshiki/86/146317.html>

・(塩尻市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村)

松本建設事務所維持管理課 Tel : 0263-40-1963

・(安曇野市) 安曇野建設事務所維持管理課 Tel : 0263-72-8398

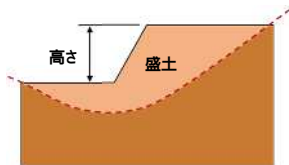
<https://www.pref.nagano.lg.jp/toshikei/morido/moridokiseihou shinsei.html>

(裏面)

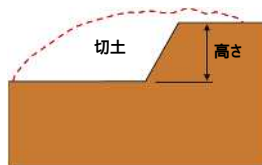
許可

宅地造成等工事規制区域

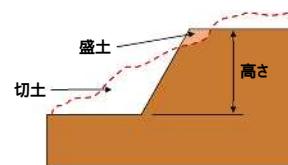
盛土で高さが **1 m超**
の崖を生ずるもの



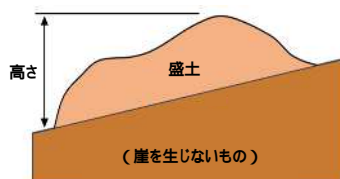
切土で高さが **2 m超**
の崖を生ずるもの



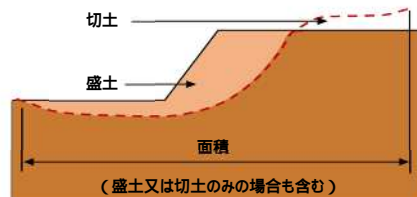
盛土と切土を同時に行い、高さが **2 m超** の崖を生ずるもの
【 、 を除く】



盛土で高さが **2 m超**
となるもの【 、 を除く】



盛土又は切土をする土地の面積が **500 m²超** となるもの【 ~ を除く】
(盛土又は切土をする厚さが 30 cm 以下のものを除く)

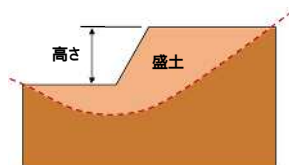


「崖」とは、地表面が水平面に対し 30 度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のもの（擁壁を含む）

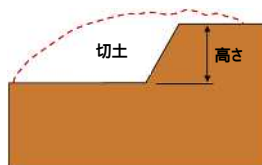
届出 許可

特定盛土等規制区域

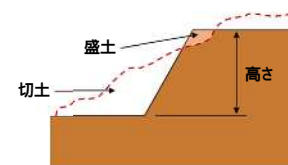
盛土で高さが **1 m超 2 m超**
の崖を生ずるもの



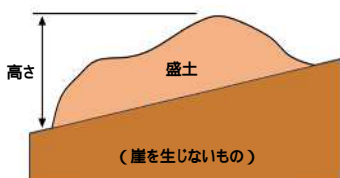
切土で高さが **2 m超 5 m超**
の崖を生ずるもの



盛土と切土を同時に行い、高さが **2 m超 5 m超** の崖を生ずるもの
【 、 を除く】

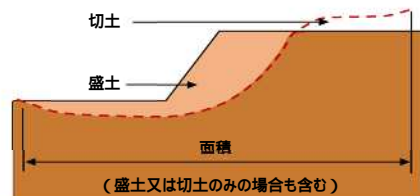


盛土で高さが **2 m超 5 m超**
となるもの【 、 を除く】



盛土又は切土をする土地の面積が **500 m²超 3,000 m²超**
となるもの【 ~ を除く】

(盛土又は切土をする厚さが 30 cm 以下のものを除く)



「崖」とは、地表面が水平面に対し 30 度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のもの（擁壁を含む）

届出対象となる造成工事に該当する場合は、届出が必要となります

盛土規制法について

長野県建設部都市・まちづくり課 Tel : 026-235-7297

<https://www.pref.nagano.lg.jp/toshikei/morido/moridokiseihou.html>

